
神戸市看護大学倫理委員会 ニュースレター 3号 (2011.7.1)

■倫理講習会のお知らせ

厚生労働省が、平成 20 年 7 月 31 日付で全部改正した、「臨床研究に関する倫理指針」の中で、研究者等の責務として「研究者等は、臨床研究の実施に先立ち、臨床研究に関する倫理その他臨床研究の実施に必要な知識についての講習その他必要な教育をうけなければならない」と明記されています。それに伴い本学でも平成 23 年 1 月 25 日に全教員を対象に第 1 回の倫理講習会を実施し、参加者には受講証明書を発行しました。

23 年度の倫理講習会は、下記のよう開催する予定です。第 1 回倫理講習会とはテーマが違い、倫理申請を行う際の留意点など具体的な内容にも触れますので、既に受講された方もふるってご参加下さい。受講者には受講証が発行されます。

1. 日 時：平成 23 年 8 月 2 日（火） 18:10～19:40
2. 場 所：W13
3. テーマ：研究倫理と倫理審査の申請方法について
4. 講 師：神戸市看護大学 松葉祥一教授
5. 対象者：大学院生、教員（特に新任教員）

■倫理委員会および倫理審査概要の公表について

前記の「臨床研究に関する倫理指針」では、倫理審査委員会の設置者に対して、倫理審査委員会の委員名簿、委員会の手順書、会議の記録およびその概要等を公表すること、また毎年 1 回厚生労働大臣等へ報告することが義務づけられています。厚生労働省は 23 年度から、各機関による必要事項の報告と報告された情報の公開が一連の手続で行われるオンライン化したシステムを導入しました。これにより、各機関から厚生労働省に報告された倫理審査委員会の情報や審議の概要が、下記の H P から誰でも閲覧できるようになりました。なお、本学の情報も下記の H P に掲載されます。

* 倫理審査委員会報告システム：<http://rinri.mhlw.go.jp/>

倫理委員会